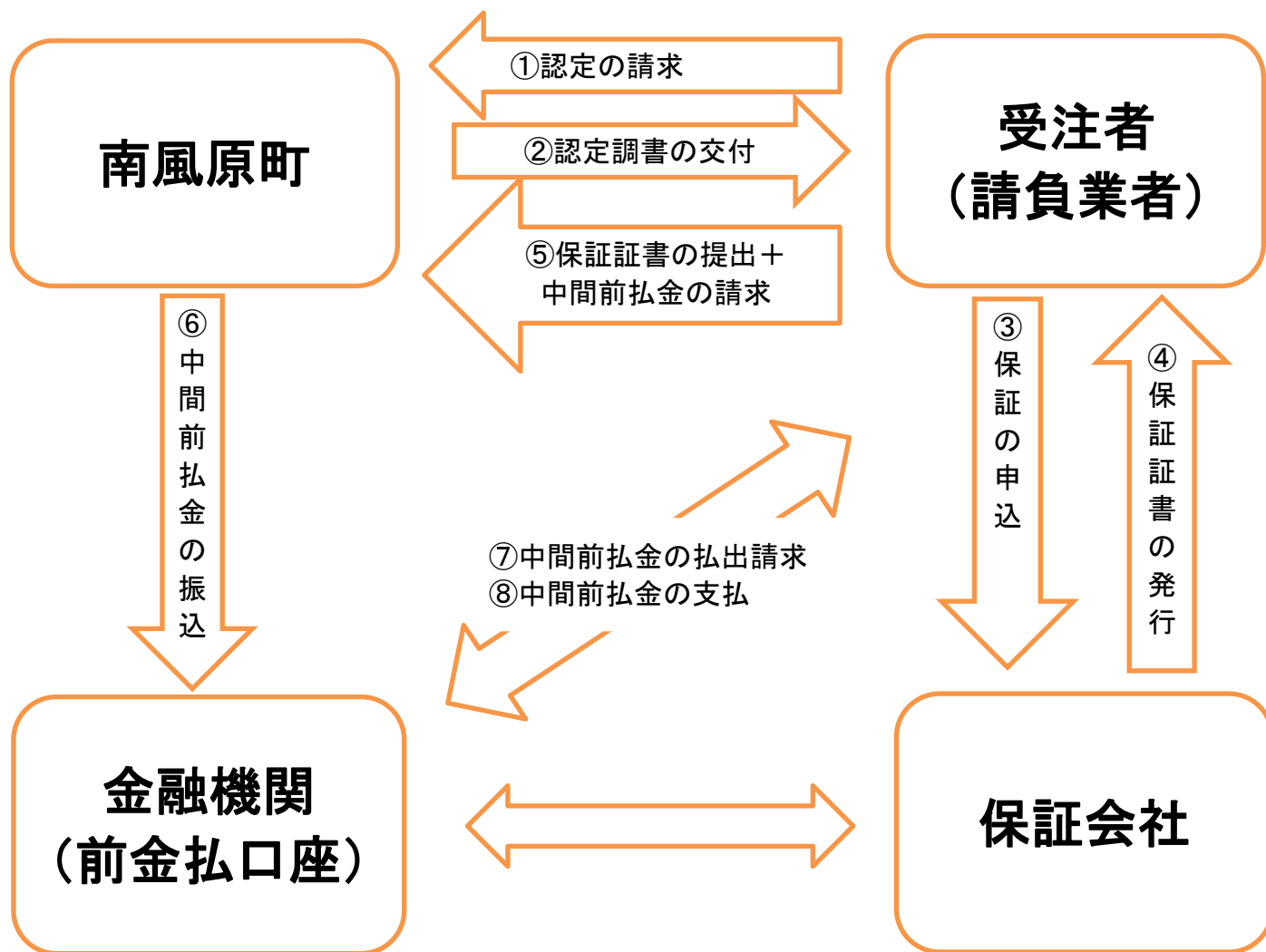


●中間前金払に係る手続きの流れ



①認定請求

受注者は、中間前払金の請求をしようとするときは、工事担当課に対し、「中間前金払認定請求書(様式第1号)」及び「工事履行報告書(様式第2号)」「工程表」を提出して下さい。

②認定通知書の交付

工事担当課は、工程表や提出された工事履行報告書等により、速やかに中間前払金の条件を満たしているかどうかを確認し、結果を受注者に対し、「認定調書(様式第3号)」により通知を行う。

③保証の申込み

受注者は、町から交付された「認定調書(様式第3号)」により、保証事業会社と前払金保証契約を締結してください。

④保証証書の発行

保証事業会社は、書類確認等の審査を行った後、「中間前払金保証に係る保証証書」を受注者に対して発行します。

⑤中間前払金の請求

受注者は、「中間前金払請求書」に、保証事業会社の発行した「中間前払金保証に係る保証証書」を添えて、工事担当課に提出してください。

⑥中間前払金の振込み

町は、請求を受けた日から14日以内に、受注者の指定する金融機関に中間前払金を振り込みます。

⑦払出請求 ⑧払出し

受注者は、必要書類を金融機関に提出し、中間前払金を払い出します。

xe栽培